

社会福祉法人富水会 役員等報酬規程

社会福祉法人 富水会

社会福祉法人富水会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富水会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

2 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額。

(2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料、駐車料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金により支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日 評議員会決議)

この規程は、評議員会の決議の日から施行する。

別表（第2条関係）（役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
本部会議、各委員会等への出席	3,000円

※ 日額は源泉徴収額控除後

(2) 理事

	日 額
理事会、評議員会への出席	5,000円
本部会議、各委員会等への出席	3,000円

※ 日額は源泉徴収額控除後

(3) 監事

	日 額
監事監査、理事会、評議員会への出席	5,000円
本部会議、各委員会等への出席	3,000円

※ 日額は源泉徴収額控除後

(4) 理事・監事の報酬等の総額（職員給与を含む）

	年 額
総額の上限	18,000,000円